

重要インフラサイバーセキュリティ研究会運営要領

令和7年11月5日

重要インフラサイバーセキュリティ研究会決定案

重要インフラサイバーセキュリティ研究会（以下「研究会」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 研究会の非公開について

会議は非公開とする。

2. 議事要旨の公開について

議事要旨は、原則として、会議終了後、発言者名を付さない形で公開する。ただし、内閣サイバー官又は主査が必要と認めるときは、議事要旨の一部を公開しないものとすることができる。

3. 配布資料の公開について

会議で配布された資料は、原則として、会議終了後、公開する。ただし、内閣サイバー官又は主査が必要と認めるときは、非公開とすることができる。